

医療に関連する講演会等の共催

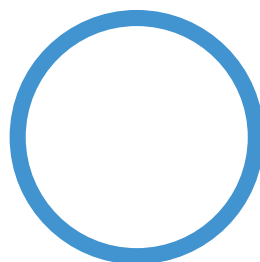


〇〇市医師会と地域包括ケアをテーマとする共催講演会を企画しています。参加者は、同地域にある病院、クリニック等の医師、看護師、ケアマネジャー、介護ヘルパーなど医療や介護に関わる方々です。

このような共催講演会を実施してもよいですか。



回答



実施できます。

地域包括ケアに関する講演会等は、医療に関連する情報を提供する「自社医薬品に関連しない講演会等」に当たります。医学・薬学や医療に関連する情報提供を目的とする自社医薬品に関連しない講演会等の場合、医療機関や医療関係団体との共催講演会を実施しても問題はありません。

ただし、このような講演会等において、製造販売業者が参加者の旅費、茶菓・弁当その他これに類する飲食物やささやかな懇親行事などの会合費用以外の景品類を提供すると、不当な景品類の提供に当たるおそれがあります。

なお、このような講演会で提供される情報は、薬機法及び医薬品等適正広告基準等の規定に抵触しないよう留意が必要です。